

昭和村 農業委員会だより

第12号

2024.6

発行：昭和村農業委員会
(昭和村産業課内)

Showa-mura Agriculture Committee

CONTENTS

農業委員会活動報告	2
先進地視察研修	
農業委員会・議会合同下草刈り	
昭和の秋まつり	
盗難防止パトロール出発式	
しょうわむら さくらまつり	
家族経営協定	
農地法許可申請の受付	5
農業委員募集のお知らせ	6
トラクタの交通ルールについて	7
農業用廃プラスチックは適正な処理を	
農作業についてお願い	8



昭和村
昭和村

農業委員会 活動報告



完全復旧した熊本城

活動
①

1月24日～26日 先進地視察研修

技術革新とブランディング

昭和村農業委員会は、令和6年1月24日から26日まで、およそ4年ぶりとなる県外視察研修を熊本県、福岡県にて実施しました。

今回の視察のテーマはAIやICT等の先端技術を活用したスマート農業の研究です。

○研修1件目

熊本県【トマトドリームカンパニー株式会社】

熊本県は温暖な気候と阿蘇山からの豊富な水資源により、多種農産物を生産する農業大国。今回視察させていただいたのは、栽培面積4.7ヘクタール、年商4億円、従業員数25名という大きなトマト生産法人でした。熊本市からバスで1時間ほど、市街地から程近くに畑と沢山の温室ハウスが立ち並ぶ八代市に到着。その中でも際立って目立つ大きな全天候型温室ハウス。



宮崎代表から施設の説明を聞く

オートメーションで温度管理、水管理などが出来、栽培効率を追求した施設は綺麗に片付けられたハウス内環境になっています。



生育状況に合わせて培養液を注ぐチューブ

～スマート農業とは～

ロボット技術やICT(情報通信技術)、AI(人工知能)やIoT(モノのインターネット)などの先端技術を活用し、省力化や生産物の品質向上を可能にする新しい農業。

農業で必要な生産技術やノウハウ、判断基準をデータ化して蓄積することで、匠が長年の経験によって習得した「勘」や「コツ」を新規就農者でも再現が可能に。

お話を聞いている間も、ファンが回ったり止まったり、天窓が開いたり閉じたり。殆どのトマト農家はここまで立派な施設は持っていないでしょうが、こちらは多額の設備投資をしてもそれを回収出来る見込みがある農業を実践している事が素晴らしい。夢がありますね。

実際に、過去に熊本では補助金などで沢山のトマトハウスが建てられた時期があったらしいですが、販売価格の低迷から経営維持が難しくなりトマト作りをやめてしまう農家も多くなると伺いました。作ったら売れて利益が出る。その様な簡単な時代でもなく、取引先との交渉が出来る生産量とコストに見合った販売価格を実現出来たからこそなんとか生き残っている。その様にお話されていたのが印象的でした。もっと気楽に農業出来る事が理想ではあるけれど、規模に関わらず出口をしっかり設定する事が強い農業の実現性の基盤になる。改めて感じた初日の視察となりました。

〇研修2件目

福岡県（あまおう生産農家）

福岡県の「あまおう」と言えば、知らない人がいないくらい有名ないちごですね。個人的には最もブランディングが上手くいった品種のひとつだと思っています。それでも品種の特性上、生産者は苦勞が絶えないと想像しますが、どのようなお話が聞けるのか、とても楽しみにしておりました。8年前就農して、ご両親から引き継いだという生産者。ご両親は経験に裏付けされた感覚で、水管理、温度管理、施肥管理をしてこられたそうで、まさに職人といった感じ。経験の浅い息子さんは、新しい技術に興味を持ち、試行錯誤の中で栽培の感覚をスポンジの様に吸収する。きっとどちらの農家でも見る光景と関係性に思えます。なんだか微笑ましい。

今回拝見したのは炭酸ガス施用効率を上げる為のデータ化システム。（LPガス施用）システムチックな生産環境と違い、部分的導入は費用対効果を充分に発揮する事がやや難しい様に感じましたが、結果がとても気になるところでありました。リリースから20周年。全国では次々と新たな品種が世に送り出されている中、今も尚「あまおう」のブランド力は健在。



システム導入の効果について説明

～あまおうの育成者権～

あまおう（福岡S6号）は無断栽培を排除できる「育成者権」が2025年1月に期限切れとなり、国内では誰でも栽培できるようになります。ただし、【あまおう】の名前は商標登録されているため福岡県産のものにしか使えません。※改正前の登録のため、あまおうの育成者権は20年間（現在は25年間）



時間設定で株元へ炭酸ガスを送る

群馬県にも「やよいひめ」という素晴らしいいちごがありますが、知名度という部分では不満が残ります。

ここ福岡県で「やよいひめ」を知っているという人が何人いるのか、そんな事を思いながらこの視察を終えました。

最後に今回の視察研修にあたり、お忙しい時期にも関わらずご協力をいただいた生産者様、誠にありがとうございました。大変勉強になりました。熊本県も福岡県も企業誘致や再開発で、昨今大変元気な印象を受けます。加えて、農業が盛んという事も豊かさに必要不可欠な要素なのかもしれません。総合的にとても魅力的な両県でありました。昭和村の冬は寒く、最近では、夏は暑く、農業を取り巻く環境はとても厳しいですが、今回の研修で得た経験、感じた気持ちを大切に、今後も真摯に農業と向き合っています。

保坂貴仁

活動②

美しい村を保つため 草刈りを実施

7月12日 農業委員会・議会合同下草刈り

令和5年7月12日に村議会議員と合同による奉仕作業として、下草刈りを実施いたしました。約40人が炎天下、汗を流して一斉に作業し、総合運動公園付近、望郷ライン沿いの村有林内の生い茂った下草がすっきりしました。



伸びきった下草もすっきり

活動③

10月1日 昭和の秋まつり 4年ぶりの開催に1万5千人

第26回昭和の秋まつりが令和5年10月1日に4年ぶりの開催となりました。あいにくの天気の中、農業委員会では焼きとうもろこしとハロウィンかぼちゃを販売し、子供から大人まで大盛況でした。



焼きとうもろこしは大好評



農業委員全員で盗難防止に向け意思統一

11月3日 盗難防止パトロール出発式

活動
④

農作物・トラクター盗難防止 夜間パトロールを実施

野菜や果樹、トラクター等の農機具の盗難抑制・防止のため、毎年11月頃から村と沼田警察署が連携をして夜間パトロールを行いました。

また、パトロールに先立ち、令和5年11月3日に出発式を開催し、盗難防止に向けた意思の統一を図りました。植付時期も過去にトラクターの盗難がありましたので農機具の管理にはご注意下さい。



国産車・輸入車と多種多様なトラクターは見てえあり

活動
⑤

4月6日・7日 しょうわむら さくらまつり

初開催！トラクターパレード

令和6年4月6日と7日に道の駅めぐりーむ昭和でさくらまつりが初開催されました。7日には豊作と農業者の安全を祈願し、約40台のトラクターのパレードが行われ、迫力のあるトラクターに子供から大人まで夢中になっていました。夜間にはライトアップされた夜桜が楽しめるなど、新たなスポットとして期待されます。

新しく結んだご家族



滝久保
室田貴城さん
経営主夫婦

家族経営協定を締結したことで、助け合いながら仕事もプライベートもよりよくする様に精進していく所存でございます。



南内出
石井芳人さん
経営主夫婦ー母

家族経営協定を締結したことにより協力しあい、よりよい経営を目指します。

家族経営協定が締結しやすくなりました！

これまで、毎年3月の調印式に合わせて申請を受け付けていましたが、令和5年度より調印式を廃止したため、いつでも受付が可能となりました。

～家族経営協定締結のメリット～

認定農業者の共同申請

共同申請することで、配偶者や後継者の名義で農業近代化資金等が受けられる。

農業者年金の保険料助成金

最低月額保険料の2万円のうち、4千円から1万円の国庫補助を受けることができる。

※その他要件あり

協定締結までの手順

① 家族で話し合う

農業経営や生活について話し合い、現状を確認する。

② 対策を考える

取り決めの内容や共通の目標を立てる。

③ 協定を結ぶ

協定書を作成する。

④ 協定の実行と見直し

定期的に締結した内容が実行されているかチェックし、必要に応じて新たに合意した項目や内容を追加する。

取り決め内容例

- 農業経営の方針
- 労働報酬
- 労働時間、休日
- 労働面の役割分担
- 生活面の役割分担など

活動
⑥

家族経営協定

を推進しています！

農業委員会では

家族経営で曖昧になりがちな役割分担や報酬などを、農業経営に関わる家族で話し合うことで現状を再確認し、将来に向けた計画を作ることによって経営改善にも期待できます。

今回は、新規・再締結ともに1家族ずつ締結し、家族経営協定を締結した総数は162組となりました。

農地法許可申請の受付締切日

事前相談は毎月15日まで

毎月20日

※農地法許可申請 ◇農地法3条…農地の所有権を移転する場合 ◇農地法4・5条…農地を宅地等に転用する場合

農地を転用等する場合、農業委員会に申請して許可が必要です。許可を得ないで行くと契約に効力がなく、農地法違反にもなるので忘れずに手続きしましょう。

手続きの流れ

まずは農業委員会事務局にご相談ください。

許可申請書の受付締切日 毎月20日

※締切日が閉庁日(土・日・祝)の場合はその前に提出ください。
※申請締切日以内でも、添付書類に不備がある場合は次回審査になりますので、申請する際は、事前に15日までに農業委員会事務局へご相談ください。また、あらかじめ地元農業委員へご相談ください。

申請内容の審査

農業委員会事務局で申請書と添付書類を確認し、必要に応じて聴き取りや現地の調査を行います。

農業委員会での審議

今年度の農業委員会開催日は右記の通りです。
提出された申請はここで審議され、許可等を決定します。農地転用許可申請は審議を経て県知事に送付します。

許可書の交付

許可後、ご連絡しますので、許可書は農業委員会事務局で受領してください。

2024年度 農業委員会開催日及び許可申請受付締切日スケジュール

	開催日	申請締切日
第25回	2024年4月10日(火)	終了しています。
第26回	2024年5月10日(金)	終了しています。
第27回	2024年6月7日(金)	終了しています。
第28回	2024年7月10日(火)	2024年6月20日(火)
第29回	2024年8月9日(金)	2024年7月19日(金)
第30回	2024年9月2日(月)	2024年8月20日(火)
第31回	2024年10月10日(火)	2024年9月20日(金)
第32回	2024年11月8日(金)	2024年10月18日(金)
第33回	2024年12月2日(月)	2024年11月20日(火)
第34回	2025年1月10日(金)	2024年12月20日(金)
第35回	2025年2月7日(金)	2025年1月20日(月)
第36回	2025年3月3日(月)	2025年2月20日(火)

昭和村の農振除外申請は年2回(4月・10月)
次回締切は**2024年10月31日(木)**です

農業委員会での審議結果 (2023年4月～2024年3月末)

2023年4月～2024年3月末までの間、農地法に基づき申請された審議件数は次のとおりです。

農地法第3条 (農地の権利移動を伴うもの)		
売 買	16件(35筆)	89,293㎡
賃 貸 借	1件(1筆)	6,880㎡
使用賃借	0件(0筆)	0㎡
交 換	2件(3筆)	205㎡
贈 与	4件(33筆)	53,255㎡
遺 贈	0件(0筆)	0㎡
公 売	0件(0筆)	0㎡
競 売	0件(0筆)	0㎡
計	23件(72筆)	149,633㎡

利用権設定 (農業経営法強化によるもの)		
賃 借 権	15筆(83筆)	215,972㎡
使用賃借	3筆(10筆)	31,318㎡
計	18筆(93筆)	247,290㎡

(うち新規 29筆 100,299㎡)
(うち中間管理機構活用 0筆 0㎡)

農地転用 農地法第4条 (農地転用をするが、権利移動を伴わないもの)					
農業用施設用地	1件(4筆)	5,001㎡	水 路 用 地	1件(2筆)	257㎡
住 宅 用 地	2件(4筆)	867㎡	計	4件(10筆)	6,125㎡

農地法第5条 (農地転用し、権利移動を伴うもの)					
売 買	6件(8筆)	3,144㎡	贈 与	0件(0筆)	0㎡
賃 貸 借	2件(3筆)	1,853㎡	計	13件(16筆)	7,245㎡
使 用 賃 借	5件(5筆)	2,248㎡			

内 訳

農地法4条・5条 転用内訳					
住 宅 用 地	6件(9筆)	2,546㎡	工事用駐車場用地	1件(1筆)	515㎡
庭 用 地	2件(2筆)	391㎡	太陽光発電施設用地	1件(2筆)	2,036㎡
通 路 用 地	1件(1筆)	155㎡	商業施設用地	1件(2筆)	1,338㎡
農業用施設用地	2件(5筆)	5,831㎡	境 内 地 用 地	1件(1筆)	121㎡
水 路 用 地	1件(2筆)	257㎡	計	17件(26筆)	13,370㎡
資材置場用地	1件(1筆)	180㎡			

農地のあっせん申出	8件(21筆)	62,746㎡
-----------	---------	---------

農地の賃借料情報について

農地法第3条許可や農用地利用集積計画の公告により、令和5年1月から12月までの1年間に効力の発生した村内農地の賃貸借における賃借料情報を公表します。

農地の賃借料を決定する際の参考としてご活用ください。

昭和村農業委員会調べによる令和5年の賃借料水準

	平均	最高額	最低額	データ数
畑	30,733円	76,923円	30,000円	64筆
水田	—円	—円	—円	—筆

※水田データはありませんでした。(10aあたり/年)

あなたも**農業委員**になりませんか？

今こそ**女性**の力を！

昭和村では、令和7年3月に現職の任期が満了を迎えることから、農業委員会等に関する法律に基づき、次期委員の募集を予定しています。

地域の農業政策に女性の声が反映されるよう、農業委員会に女性の登用が求められていますので、**女性**の方の積極的な応募を期待しています。

農業委員会の業務は？

農地法に基づく許認可など (法令業務)

- ・農地の売買や貸借の許認可
- ・農地転用に関する事務
- ・遊休農地の現地調査・指導

農地利用の最適化の業務

- ・担い手への農地の集積・集約
- ・遊休農地の発生防止・解消
- ・新規就農・新規参入の促進

担い手対策、情報の提供

- ・農業者年金の加入促進
- ・農業簿記や青色申告の普及
- ・全国農業新聞・全国農業図書の普及

農業委員になるには？

募集期間中に、**本人による応募**または**農業関係の法人や団体による推薦**が必要です。



議会の同意を経て、村長が任命します。

なお、農業委員会全体として

- ① 農業委員に占める認定農業者の割合が過半を占める事
- ② 利害関係を有しない者（中立委員）が1名以上いることが条件となります。

推薦を受ける者又は応募する者の資格

農業に関する知識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当する者。

- ① 本村に住所を有する者を基本とします。
- ② 村が設置する他の付属機関等の委員でない者
- ③ 本村の職員でない者

昭和村の農業委員会について

委員定数	27人
任期	3年間
報酬	年額220,100円（会長） 年額183,500円（委員）
身分	昭和村の特別職の非常勤職員
募集期間	令和7年1月頃を予定しています。

*農業委員会に興味がある方はまずは地元農業委員にご相談ください。

女性委員はこんな活動もしています！

農政における様々な課題を女性の持ち味を活かして解決するため、研修会へ参加しています。

また、県内外の女性委員との交流も多く、利根沼田地区では先進地への視察研修なども行っています。



関東ブロック女性農業委員等研修会

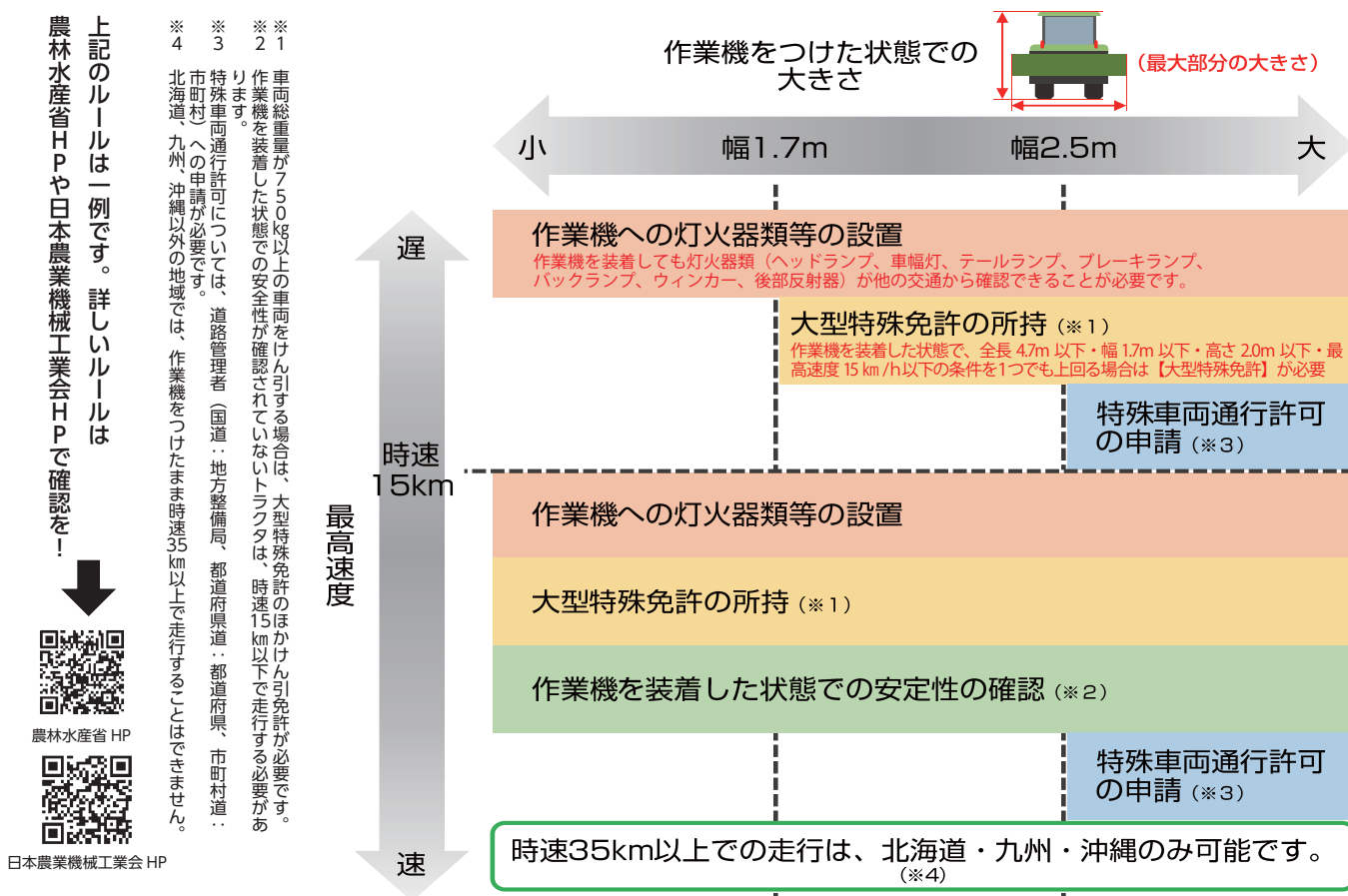


利根沼田女性農業委員等研修会（長野県視察）

道路を走るときのルールを守りましょう！

作業機を装着・けん引したトラクタが公道を走るためのルールを確認しましょう。

農作業事故における死亡事故要因第1位はトラクタ乗車中の事故です。事故を防ぐためにも法令上のルールをきちんと守る必要があります。



農業用廃プラスチックは適正な処理を！！

肥料袋やマルチ用フィルム等の農業用廃プラスチックは「廃棄物及び清掃に関する法律」により、産業廃棄物に指定されています。産業廃棄物の処理に当たっては、農業者は排出者として、適正に最終処分しなくてはなりません。

山林等への不法投棄や埋設、野外での焼却は固く禁じられています。

また、道路や水路への流出が増加しています。搬送時に荷台から落ちないようにしっかり固定ください。

■農業用廃プラスチック回収日

◆農業用廃ポリ・マルチ

回収日：6/11・6/25・7/9・8/13・8/27

9/10・9/24・10/8・10/22

回収時間：午前9時～午後3時まで（昼休み除く）

回収場所：J A利根沼田蒟蒻荒粉加工所(昭和村)

◆廃ビニール・ベタかけ資材

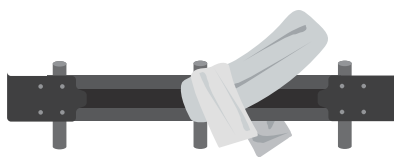
回収日：7/23・9/20

回収時間：午前9時～12時まで

回収場所：J A利根沼田蒟蒻荒粉加工所(昭和村)



積荷はしっかり固定する
落下した場合はきちんと回収



ガードレールにまかない



野外での焼却は禁止

農作業についてのお願い

6月になり、農繁期を迎えておりますが、作業の仕方によっては苦情やトラブルの発生の原因となります。また、梅雨に入り、長雨・ゲリラ豪雨などの天候不順や台風なども懸念されるため、下記の注意点について、今一度ご理解とご協力をお願いいたします。

●畑の作り出し耕作について

畑の作り出し耕作は、大雨時には土が流出し、水路がつまり水害事故の原因となる恐れがあります。決められた境界内での耕作をお願いします。

また、表土流出防止対策としてグリーンベルトや土側溝の設置などをお願いします。

●廃ビニール等の使用後について

農作業で使用した廃ビニール等を畑の周りに置いておくと、大雨時に道路や水路等に流出し、思わぬ災害となります。

また、ガードレールにかけておくと、強風時に飛ばされ、こちらも思わぬ災害となりますので、廃資材の管理には気をつけていただきますようお願いいたします。

●農耕車に付着した土の処理について

トラクターやトラックなどでの農作業後、田畑から公道へ出る前にはタイヤ等に付着した土や堆肥を落としてから道路を走行するようお願いします。

やむを得ず土や堆肥が道路に出てしまった場合は、速やかに片付けていただきますようお願いいたします。

●農薬散布について

住宅の周辺で農薬を散布する際は、事前に周辺住民にお知らせするなど、生活環境に十分配慮してください。

また、周辺の農作物への飛散にも注意してください。散布の際には、天候や風向き、時間帯に注意するなど、飛散防止に努めてください。

●畑の管理について

耕作するためにロータリー等をかけた畑は、土がやわらかくなっており、大雨時には土が流出しやすいため、トラクターで畑を踏んでいただくなど、土の流出防止に努めていただきますようお願いいたします。

※上記の各項目は、法律や条例等により規制及び処分の対象となる行為に関係するものもあります。他人に迷惑をかけないように注意し農作業を行ってください。住民等から通報があった場合は、行政指導をすることがあります。

※畑を貸している方につきましては、小作人の方へも上記注意事項を周知していただきますようお願いいたします。

昭和村役場 産業課 TEL：0278-24-5111(代) 0278-25-3436 (産業課直通)
FAX：0278-24-5254

編集後記

一年がどんどん早く感じています。

物価高騰、異常気象ばかりで、良い話があまり聞こえてきません。日々努力していても、なかなか報われない事も多々あったりでこみです。

でもとにかく毎日頑張るしかないですね。明るい未来を信じて。

元気に仕事ができればきっと良い事があると信じ、体調には気を付けて楽しく努力していきましょう！

(T)

お知らせ



**土壌消毒(クロルピクリン剤)・
除草剤の使い方に気をつけて！**



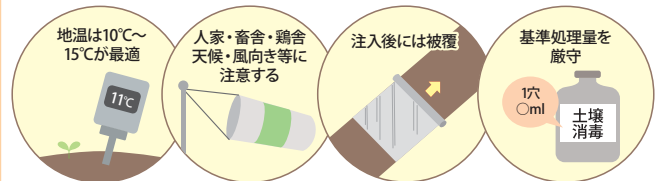
おとなりさんも一生懸命作っている野菜です！

▼ 被害にあった事例 ▼



土壌消毒の影響で手前が枯れてしまったハウレン草

土壌消毒(クロルピクリン剤)を使用する際の注意点



■ 飛散(ドリフト)防止対策の必要性

飛散した農薬が近隣の出荷間近の農作物に付着すると、その作物に適用のない農薬はもちろん、適用がある農薬でも残留基準を超えてしまう恐れがあります。このような場合、**飛散を受けた作物の生産者は、自らの責任が無いにもかかわらず出荷禁止となってしまうため、細心の注意が必要です。**

■ 飛散(ドリフト)低減の具体策

単独の対策ではその効果に限りがあるため、いくつかの対策を合わせて十分な効果を得る必要があります。

- 1 散布時の風向きと風速に注意する
- 2 散布圧力、風量に注意する。散布ノズルの交換(ドリフトレスノズル)
- 3 ほ場の端での散布は特に注意する
- 4 遮蔽シート・ネットの設置や緩衝地帯・障壁作物の設置
- 5 近接作物生産者相互の連携

農地を守り担い手を応援する専門情報誌

全国農業新聞



週1回、必要な情報を、コンパクトに、分かりやすく！

●購読料 1ヶ月 700円(個人負担:350円)

※ 村では、購読料の半額の補助を行っています。購読を希望される方は、農業委員会事務局へお申し込みください。